

改正

平成21年4月1日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成27年4月1日
平成27年10月1日
令和3年4月1日
令和5年3月29日
令和8年4月1日

学校法人札幌大学私費外国人留学生奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、私費外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）に対し、奨学金を給付して学修を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学金を受けることができる留学生は、本学正規学生とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校法人札幌大学外国人留学生規程第2条に規定する「留学」の在留資格を有する者。
- (2) 学業、人物ともに優れ、かつ本学で留学を継続するための経済的支援が必要であると認められる者。

(種類)

第3条 種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私費外国人留学生学業奨学金
- (2) 転入留学生入学奨学金
- (3) 私費外国人留学生指定校推薦入学奨学金

(出願)

第4条 奨学金の給付を希望する者は、所定の申請用紙を提出するものとする。

(給付額、資格、選考基準、給付時期等)

第5条 奨学金の給付額、資格、選考基準、給付時期等は、別表のとおりとする。

(採用)

第6条 別表に定める選考委員会において選考基準に基づき選考のうえ、学長が採用を決定する。

(辞退)

第7条 奨学金を辞退するときは、別に定める手続きをもって願い出なければならない。

(取消及び停止)

第8条 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、給付を取り消す。

- (1) 退学したとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 辞退したとき。
- (4) 留年したとき。
- (5) 留学の在留資格に変更または在留資格の更新が認められないとき。

2 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、学長が、奨学金の給付を一時的に停止することがある。

- (1) 学則その他の規則等に違反し、懲戒を受けたとき。
- (2) その他不適当と認められたとき。
- (3) 交換留学、認定留学するとき。

(4) 出席日数が少なく、学業継続の意志がないと認められたとき。

(所管)

第9条 この規程に関する事務の所管は、企画部国際交流課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成24年度以前入学生第3条第2項及び第10条第2項は、平成24年度以前入学生に適用する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、札幌大学私費外国人留学生奨学金施行要領は、廃止する。

附 則 (令和5年3月29日)

この規程は、令和5年3月29日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

	私費外国人留学生学業奨学金	転入留学生入学奨学金	私費外国人留学生指定校推薦入学奨学金
給付額	授業料の10%相当額	入学金の50%相当額 注2	入学金相当額
返還義務	無し	無し	無し
受給資格	① 経済的に修学が困難な者 ② 学業成績の基準を満たした者	① 経済的に修学が困難な者 ② 本学が転入学協定を締結した協定校からの転入学者	① 経済的に修学が困難な者 ② 本学が指定校協定を締結した協定校からの入学者
選考基準	①および②—アまたは②—イを満たしていること ① 経済的支援に関する基準 ・仕送り(入学金、授業料等を除く)が月額平均90,000円以下であること ・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること ② 学業成績等に関する	①および②を満たしていること ① 経済的支援に関する基準 ・仕送り(入学金、授業料等を除く)が月額平均90,000円以下であること ・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること ② 転入留学生試験合格	①および②を満たしていること ① 経済的支援に関する基準 ・仕送り(入学金、授業料等を除く)が月額平均90,000円以下であること ・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること ② 外国人留学生指定校

	基準 ア 入学前（入学試験出願時まで）に日本語能力試験（JLPT）のN2以上に合格していること イ 前学期の修得単位が14単位以上かつGPAが2.8以上の者 ただし、大学院生については、前学期の成績評価係数が2.3以上の者 注1 以下の者は、対象外とする ・休学期間中の者 ・授業出席率が8割に満たない者	者	推薦選抜合格者
選考委員会	国際交流委員会	国際交流委員会	国際交流委員会
給付時期・給付期間	選考基準②—アに該当する者は、第一セメスターに適用。 選考基準②—イに該当する者は、第二セメスター以降の在籍セメスターに適用	入学手続時	入学手続時
併給条件	・協定校転入留学生入学奨学金との併給可 ・私費外国人留学生指定校推薦入学奨学金との併給可 ・成績優秀者特別給付奨学金との併給不可	・私費外国人留学生学業奨学金または成績優秀者特別給付奨学金〔給付制〕いずれかとの併給可	私費外国人留学生学業奨学金または成績優秀者特別給付奨学金〔給付制〕いずれかとの併給可

注1 成績評価係数は、学業成績Aを3に、Bを2に、Cを1に、D及びEを0に、それぞれ「成績評価ポイント」として換算し、下の計算式に当てはめて算出する。

$$\frac{\left(\text{「成績評価ポイント3」の単位数} \times 3 \right) + \left(\text{「成績評価ポイント2」の単位数} \times 2 \right) + \left(\text{「成績評価ポイント1」の単位数} \times 1 \right) + \left(\text{「成績評価ポイント0」の単位数} \times 0 \right)}{\text{総登録単位数}}$$

注2 協定校転入留学生入学奨学金の給付額については、個別の事情により入学金相当額を上限に措置できることとする。